

茨城県報 第5661号

昭和43年11月25日

月 曜 日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目 次

告 示

	ページ
●旧茨城県海面漁業調整規則および旧霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則に基づく第2種共同漁業指定の廃止(漁政課).....	1
●長竿地区土地改良事業の縦覧(農地管理課).....	1
●源清田地区土地改良事業の縦覧(〃).....	2
●上須田地区土地改良事業の縦覧(〃).....	2
●下須田地区土地改良事業の縦覧(〃).....	2
●金江津地区土地改良事業の縦覧(〃).....	3
●町田新田地区土地改良事業の縦覧(〃).....	3
●余津谷地区土地改良事業の縦覧(〃).....	3
●清久島地区土地改良事業の縦覧(〃).....	4
●公共測量の実施(監理課).....	4
●道路の区域変更(2件)(道路補修課).....	4
●道路の供用開始(2件)(〃).....	5
●建築基準法に基づく道路の位置の指定(2件)(建築課).....	6
●木材業者等の登録(県北農林事務所).....	7
●同 上 (県南農林事務所).....	8
公 告	
●米飯提供業者の業者登録(農業経済課).....	8
●土地立ち入り測量(監理課).....	9

告 示

茨城県告示第1339号

昭和27年5月7日茨城県告示第276号で告示した旧茨城県海面漁業調整規則第57条の規定による第2種共同漁業指定及び昭和27年1月9日茨城県告示第7号で告示した旧霞ヶ浦北浦海区調整規則第42条の規定による第2種共同漁業指定は、廃止する。

昭和43年11月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1340号

新利根上流土地改良区から昭和43年7月8日付申請のあつた長竿地区土地改良事業は適当と決定したので、土地改良法第48条の規定によつて関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和43年11月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

新利根上流土地改良区定款写し
長竿地区土地改良事業計画書

2 縦覧の期間 昭和43年12月1日から12月21日まで

3 縦覧の場所 河内村役場

茨城県告示第1341号

新利根上流土地改良区から昭和43年7月8日付申請のあつた源清田地区土地改良事業は適当と決定したので、土地改良法第48条の規定によつて関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和43年11月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

新利根上流土地改良区定款写し
源清田地区土地改良事業計画書

2 縦覧の期間 昭和43年12月1日から12月21日まで

3 縦覧の場所 河内村役場

茨城県告示第1342号

新利根川土地改良区から昭和43年8月12日付申請のあつた上須田地区土地改良事業は適当と決定したので、土地改良法第48条の規定によつて関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和43年11月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

新利根川土地改良区定款写し
上須田地区土地改良事業計画書

2 縦覧の期間 昭和43年12月1日から12月21日まで

3 縦覧の場所 東村役場

茨城県告示第1343号

新利根川土地改良区から昭和43年8月12日付申請のあつた下須田地区土地改良事業は適当と決定したので、土地改良法第48条の規定によつて関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和43年11月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

新利根川土地改良区定款写し
下須田地区土地改良事業計画書

2 縦覧の期間 昭和43年12月1日から12月21日まで

3 縦覧の場所 東村役場

茨城県告示第1344号

新利根川土地改良区から昭和43年9月11日付申請のあつた金江津地区土地改良事業は適當と決定したので、土地改良法第48条の規定によつて関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和43年11月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

新利根川土地改良区定款写し

金江津地区土地改良事業計画書

2 縦覧の期間 昭和43年12月1日から12月21日まで

3 縦覧の場所 河内村役場

茨城県告示第1345号

新利根川土地改良区から昭和43年9月11日付申請のあつた町田新田地区土地改良事業は適當と決定したので、土地改良法第48条の規定によつて関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和43年11月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

新利根川土地改良区定款写し

町田新田地区土地改良事業計画書

2 縦覧の期間 昭和43年12月1日から12月21日まで

3 縦覧の場所 東村役場

茨城県告示第1346号

新利川土地改良区から昭和43年9月11日付申請のあつた余津谷地区土地改良事業は適當と決定したので、土地改良法第48条の規定によつて関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和43年11月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

新利根川土地改良区定款写し

余津谷地区土地改良事業計画書

2 縦覧の期間 昭和43年12月1日から12月21日まで

3 縦覧の場所 東村役場

茨城県告示第1347号

新利根川土地改良区から昭和43年9月11日付申請のあつた清久島地区土地改良事業は適当と決定したので、土地改良法第48条の規定によつて関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和43年11月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類
新利根川土地改良区定款写し
清久島地区土地改良事業計画書
- 2 縦覧の期間 昭和43年12月1日から12月21日まで
- 3 縦覧の場所 東村役場

茨城県告示第1348号

測量法第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があつたので、同法第14条第3項の規定により公示する。

昭和43年11月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 測量機関 日本住宅公団
- 2 作業種類 公共測量
- 3 作業地域 北相馬郡取手町大字戸頭, 大字米の井
北相馬郡守谷大字守谷甲, 大字乙子
- 4 作業期間 昭和43年11月25日から昭和44年3月30日まで

茨城県告示第1349号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のよう変更する。

その関係図面は昭和43年11月25日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和43年11月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 小川鉾田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡銚田町大字当間字坂戸 46-6番地先から 鹿島郡銚田町大字銚田字巖前 2611番地先まで	旧	メートル 4.5~8.0	メートル 2,100	
鹿島郡銚田町大字当間字坂戸 51-3番地先から 鹿島郡銚田町大字銚田字巖前 2611番地先まで	新	8.5~10.5	2,237	

茨城県告示第1350号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和43年11月25日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和43年11月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 戸崎上稲吉線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡千代田村大字下稲吉字大塚 1848番地先から	旧	メートル 4.0~5.0	メートル 872.0	
新治郡千代田村大字下稲吉字橋下 り1504-1番地先まで	新	6.75~13.0	860.0	

茨城県告示第1351号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和43年11月25日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和43年11月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 県道 小川銚田線

- 2 供用開始の区間 鹿島郡鉾田町大字当間字坂戸51—3 番地先から
鹿島郡鉾田町大字鉾田字髭前2611番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和43年11月25日

茨城県告示第1352号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和43年11月25日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和43年11月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 戸崎上稲吉線
- 2 供用開始の区間 新治郡千代田村大字下稲吉字大塚1848番地先から
新治郡千代田村大字下稲吉字橋下り1504—1 番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和43年11月25日

茨城県告示第1353号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の
規定に基づき公示する。

昭和43年11月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1	43.11.25	水戸市渡里町字前原2826—6	4.0	34.22
2	〃	水戸市千波町字千波原2825—1	4.0	206.60
3	〃	水戸市渡里町字小山ノ上2024—1, —3, —4	4.0	40.44
4	〃	水戸市笠原町1202—1	4.0	45.90
5	〃	水戸市渡里町字アラヤ3104—6, 3105—2	4.0	62.43
6	〃	水戸市平須町字池端1824—22, —23	4.0	78.75
7	〃	水戸市千波町字千波原2807—3, —5, —6, —7, —8, —16, —17, —18, —19, —21, —22	4.0	90.51
8	〃	水戸市新荘1丁目7番36号—3	4.0	38.50
9	〃	勝田市大字勝倉字大房地2676—7	4.0	37.00
10	〃	日立市西成沢町3丁目1623	4.0	18.30
11	〃	日立市東多賀町3丁目121—1	4.0	102.45
12	〃	日立市大久保町字滑川内77—1, 77—2	4.0	71.40

13	〃	那珂郡那珂町横堀字譲葉2063—7	4.0	28.90
14	〃	日立国分町3丁目589—5, —23	4.0	40.10

茨城県告示第1354号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和43年11月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1	43.11.25	水戸市石川町字石川台4256—3, —4, —8	4.0	34.41
2	〃	土浦市大字常名字大山 4004—1, —25, —26, —28, —27, —38, —64	4.0	56.15
3	〃	土浦市大字真鍋字十三塚2715—5	4.0	29.10
4	〃	土浦市大字小松字房谷 734—3, —5, 736—1, —4, 747, 748—6, —7, —9	4.0	104.98
5	〃	土浦市大字常名字東谷頭 3697—4, —6, —7, 3968—2, —4	4.0	42.00
6	〃	土浦市大字小松字念田574, 570—3	4.0	12.60
7	〃	土浦市大字上高津字西原144—1	4.0	30.40
8	〃	土浦市大字常名字枯松 5417—1, —2, —3, —5, —6, —7, —11	4.0	77.75
9	〃	鹿島郡神栖村大字平泉外12入会49—46	4.0	30.00
10	〃	鹿島郡神栖村大字下幡木962	4.0	30.30
11	〃	日立市田尻町字田沢2253—4	4.0	69.50
12	〃	日立市中成沢町4丁目188	4.0	30.10
13	〃	鹿島郡鹿島町大字宮中1933—2	4.0	63.00
14	〃	鹿島郡鹿島町大字鉢形字中山1454, 1455, 1436	5.0	160.70

茨城県告示第1355号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により、次の者を木材業者等として登録したので、同条第3項の規定により公示する。

昭和43年11月25日

茨城県北農林事務所長 黒 沢 猛 雄

第 4 種 業 者 登 録

登 録 番 号	登 録 年 月 日	住 所 (所在地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名称)	営 業 所 又 は 工 場		業 種
					所 在 地	名 称	
北農林第321号	43.11.8	水戸市中河内町973	海老沢直樹	海老沢 製材所	住所に同じ	前記に同じ	素材生産 パネル製造

茨城県告示第1356号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により、次の者を木材業者等として登録したので、同条第3項の規定により公示する。

昭和43年11月25日

茨城県南農林事務所長 身 内 正 太 郎

第 1 種 業 者 登 録

登 録 番 号	登 録 年 月 日	住 所 (所在地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名称)	営 業 所 又 は 工 場		業 種
					所 在 地	名 称	
南農林第157号	43.11.14	稲敷郡牛久町井の岡2805-1	山岡 鼎	山岡材木店	住所に同じ	前記に同じ	木 材
第158号	"	稲敷郡新利根柴崎269	池田 茂雄	池田材木店	"	"	"

公 告

◎米飯提供業者の業者登録について

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第35条の4第1項の規定により次の者を米飯提供業者として登録した。

昭和43年11月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

登録番号	登 録 年 月 日	営 業 所 の 所 在 地	名 称 及 び 氏 名
北農林第1724号	43.11.1	那珂郡緒川村大字上小瀬1369	久郷商店 久郷久雄
第1725号	"	" " " 1403の1	魚勝岡崎勝己
第1726号	"	西茨城郡岩間町大字下郷4048	亀屋鮮魚店 平沢清
南農林第882号	"	新治郡八郷町大字柿岡1937の1	エンゼル 川又勝征
西農林第663号	43.10.30	猿島郡境町大字伏木1269	とんちやん 中村登久
第664号	43.11.9	古河市仲之町6436	あづま 平林さか

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和43年11月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道下館石岡線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

真壁郡真壁町大字古城字本丸, 館

大字山尾字西町

大字白井字近の原

大字桜井字中宮, 馬場, 五味田, 並木

大字田字天神免, 尾無崎, 金井

大字伊佐々字山崎

大字羽島字明, 北郷谷, 中堀, 島前

- 4 立ち入ろうとする期間

昭和43年11月25日から

昭和44年3月31日まで

☆ 県政の総覧 …… 県民の六法 ☆

≡ 茨城県報 ≡

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・観光・土木・衛生・労働・公安・教育・文化・民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例・規則・告示・公告等はいずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県印刷所あてお申し込み下さい。

購読料は、昭和42年4月1日より送料とも1カ月200円であります。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
休日の場合は繰り下ぐ (金 2 0 . 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人
発行所 茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所